

《「留学経費支弁計画書」「保証書」についての注意事項》

○「留学経費支弁計画書」について

- 出願時には、「留学経費支弁計画書」と「留学経費支弁計画書」に記載した内容を証明する書類（次の①～④までのうち該当する書類）を提出してください。

□ 本人による支弁

①に該当する方

- ・預金通帳の写し

②に該当する方

- ・収入を証明する書類（アルバイト先の給与明細、源泉徴収票等）

□ 本人以外からの支弁

③に該当する方

日本居住の方　・住民票（マイナンバー記載のないもの。外国籍の場合は、国籍、在留資格、在留期間の記載のあるもの。）

- ・収入を証明する書類（源泉徴収票、納税証明書、所得証明書等）

海外居住の方　・志願者との関係を証明する書類（戸籍謄本等）

- ・収入を証明する書類（預金残高証明書または預金通帳の写し）

*預金通帳の写しは表紙および概ね6か月間の入出金の記録、残高がわかるページで原本証明は不要

④に該当する方　・奨学金受給証明書の写し

○「保証書」について

- 出願時には、「保証書」と次のa～bのうちいずれか該当する書類を提出してください。

a. 保証人が日本国内居住者の場合

- ・住民票（マイナンバーの記載のないもの。保証人が外国籍の場合は国籍、在留資格、在留期間の記載のあるもの）

- ・保証人の収入を証明する書類（源泉徴収票、納税証明書、所得証明書等）

b. 保証人が海外居住者の場合

- ・保証人と志願者の関係を証明する書類（戸籍謄本等）

- ・保証人の収入を証明する書類（預金残高証明書または預金通帳の写し）

*預金通帳の写しは表紙および概ね6か月間の入出金の記録、残高がわかるページで原本証明は不要

※ 外国の証明書の場合は、公的機関等の証明を受けた対訳の日本文を添付してください。

※ 保証人が、経費支弁者である場合、保証人に必要な提出書類のうち重複するものは省略することができます。

※ 追加書類の提出を求めることができます。